

国際流動性増強に関するローザ米国財務次官の論文

—1962年9月12日—

以下はフィラデルフィア連邦準備銀行月報別冊に掲載されたローザ財務次官の国際流動性増強に関する論文の全訳である。ローザ次官は本論文の中でドル危機対策として論ぜられている金価格引上げ、外国保有ドルに対する金保証、世界中央銀行構想などを退け、現在の国際通貨体制の改善による新金ドル交換可能制度(new convertible gold-dollar arrangements)の創設を提案しており、すでにこの点に関し各國との話合いが行なわれていることを明らかにした。

所論の内容にはとくに目新しいものではなく、ここにいう金ドル交換可能制度も現行IMF体制に從来提唱されてきたいわゆるローザ構想を加味したものにすぎないように思われるが、同論文はIMF総会に臨む米国の態度をはじめて公式に明らかにしたものとして注目される。

なお訳文中の小見出しへは、訳出に当たって当局で便宜的に付したものである。

はしがき

現在の国際金融情勢の下において、国際流動性の不足から招來される混乱を未然に防止するため、次のような周知の3提案が国際流動性の増強策として再び各方面で議論の対象になっている。その提案は

- ① 金のドル価格を2倍ないし3倍に引き上げることによってドルの平価切下げを行なうこと、
- ② 所要流動性の増加をまかなうために、より多くのドルを各国が安心して保有することができるよう現在のドルの金価格を保証すること、
- ③ 自由諸国の通貨当局の保有する一切の対外準備を新設の超国家的な(supernational)銀行にプールする案を即刻実施に移すこと、なおこの銀行は新たに国際準備通貨の追加供給を行う権限を付与され、これらの通貨は全加盟国が受領することを義務づけられるものとする、の3つである。

以上のごとき抜本的な改革案を支持する最近の動きが、米国が他の大部分の自由工業諸国との協力によって、第2次大戦後における国際通貨基金の設立以後最も広範な国際流動性機構の再編成の

ための基礎作業を完成せんとしているやさきにでてきたことは、眞に奇妙なことといわざるを得ない。

このような矛盾が起こるのはやむを得ない。なぜならば具体的な金融措置は本来海外諸国の責任ある地位にある金融当局者の知識と信念に基づいて実施さるべき筋合いのものである反面、この種の措置はまず極秘の交渉を通じて立案され、地道な積み上げ方式によって実施されることが必要であるからである。したがって、もしも進行中の交渉についてでたらめの、一方的な情報の漏洩がある場合には突飛な憶測を生み出すことになり、とんでもない結果を招く。また新しい措置が関係国の協力を得ることなしに独断的に開始されたり、発表されたりする場合にも同じような不都合な事態が起こる。

このようなおそれがあったからこそ、財務省および連邦準備当局が過去1年半にわたって新しい機構の各部について交渉、立案、実施の任に当たってきたにもかかわらず、計画の全貌について公に議論をすることができず、若干のヒントを与える程度にとどまっていたのである。同様に以上の事情から若干の敏感な批評家によって、国際流動性強化策として今までに現実に実施され、公表された各種の断片的な新し

い措置が単に継ぎはぎ的な小手先の改善にすぎないと非難される結果となった。

そしてまた米国における最近の経済情勢不安のさなかに、責任ある地位にある外国のオブザーバーが国際収支の根本的な改善——世界におけるドルの実質的な威力はもっぱらそれにかかっている——達成前の米国にきて、新計画の真的力を評価することなく、かつて不安定な時期に流布され、広く論議された初期の提案のむし返しを行なったことも前記の諸事情が原因となっている。

しかし幸いなことには今や新しい機構の全貌について、その青写真とまではいかないまでもスケッチを行なうことができる段階にまで到達した。新機構の各細目はすでにケネディ大統領によって検討され、かつ承認されている。そのうち立法府の権限に属するものについては事前に議会の関連委員会の委員長達と論議を尽くしている。その結果あるものについては法制的措置を必要とすることが判明し、すでに議会を通過したものもあり、また目下審議中のものもある。またさらに新しい措置も検討されているが、これらの措置は一般的批判的な論議を通じて具体化されることが必要であろうと思われる。それはあたかもすでに実施された一連の措置についても現在積み重ねられつつある経験を基にして今後修正が加えられることが必要であるとの同様である。

しかしすでに実施された措置だけでも、過去において平価切下げ、金保証、またはかの雄大な超国家的な機構(organization)の新設などの議論の前提となった問題点を十分解決することができるものと思われる。したがって将来前記3提案を評価するに際しては、その提案が実施された場合に生ずる一連の悪影響とともにその提案のもたらす効果をも充分検討する必要がある。そこで新しい機構のスケッチにはいる前に——今年末までにはさらに他の極秘措置が実現する予定なのでそのころになればこのスケッチは一段と完全なものになるが——国際流動性にからむ問題点を簡単に再述

し、平価切下げ、金保証、世界中央銀行構想などがこの問題点の解決にどのように役立つるかを検討してみたい。

国際流動性増強の意味と必要性

国際流動性は国と国との間の通常の支払いを円滑に行ない、ある国の对外支払額が一時的にその国の受取額をこえる場合にはその不足を補填し、また資本の流出によってひき起こされる巨額のマイナスを埋めるために必要である。ほとんどすべての国の金融責任者は、世界の保有通貨準備と動員可能な通貨準備とを合わせれば、通常の支払いおよび一時的な支払い手段の不足をまかぬうのに十分であるという点について意見の一致をみている。したがってここで問題になるのは次の3点である。

(1)特定国、とくに低開発諸国が彼らの通常の支払いに必要な外貨準備をもつこができるかどうか、換言すれば現存外貨準備の配分には改善の余地があるかどうかという問題、(2)緊急な場合、とくに大国の外貨危機に際して、国際流動性が十分であるかどうかという問題、そして(3)現存の外貨準備供給機構によって、将来貿易の拡大に伴って増加が必要とされる国際流動性を十分追加供給することができるかどうかという問題、がそれである。

平価切下げ、金保証、および世界中央銀行の構想はいずれも異なった角度から上記三つの問題に答えることを目的として提案されたものである。しかし、そのいずれもが今日の世界貿易の基礎となっており、かつ世界中の人々が受け入れている現行国際通貨制度の根本的な変革を志向しているところに問題がある。ところが、新しい金・ドル交換可能制度(new convertible gold-dollar arrangements)は現在の通貨制度および対外決済制度の枠の中で樹立されており、また基本的な経済問題(最近の米国国際収支の赤字問題を含む)が通貨面からの対策だけでは解決しえない点を認めている。さらにまた本新制度は世界の国際流動性需要

を充足するために金の代替物ないしは代用物として一般に認められているドルが、もしその地位を追われた場合に生じるであろう絶望と経済的混乱とを回避するよう立案されているところに特色がある。

金価格の引上げはできない

金価格の引上げのためドル平価の切下げを行なえば他国がこれに追随することはまず間違いないが、そうなれば金価格の引上げは米国の国際収支の改善には役立たない。しかし、この措置はすべての国の金準備の再評価をもたらし、彼らがいちやく富裕になったという気分で再出発しうるようにな、ペニの一かき(もしくは立法措置)によって多少なりとも「再評価益」を付与することとなろう。これによってすべての人がいちやく富裕になるので現在の国際流動性の偏在による緊張がほぐれ、金価格引上げにより一番得をする国は、金価格引上げ後も依然として外貨準備の不足に悩まされる国に対し、今までよりも安易に借款を与えることができるようを感じるかもしれない。また総準備が激増したため将来の所要流動性に対する顧慮は消滅しよう。そして総流動性の増加によってどんな資本逃避の事態にも対処しうる新規流動性の供給がもたらされる。

金価格引上げ論の論旨は大体こんなぐあいである。

しかし現実の問題として将来実際にドルの平価切下げが行なわれることになれば、平価切下げによって創造されるかもしれない流動性に匹敵するだけの流動性を喪失することになりかねない。すなわち、平価切下げ前のいっさいのドル保有者はいつのまにか巨額の損失をこうむることを余儀なくされ、そしてその損失はドルの代わりに金を持っていた人々が得ると思われている利得と同程度の大きさのものになるであろう。なぜならば、ドルが今までとおり大量に对外準備の運転資金部分として利用される可能性が消滅してしまうからである。つまりドルの平価切下げ後は諸外国のドル

保有は消滅し、その結果現在ドルの形で供給されている国際流動性の大きな部分が消滅してしまうことになるのである。そうなれば世界には金の代替物として一般的に受け入れられる主要通貨がなくなるという事態が起ころうであろう。これこそが種々の国際通貨改革論が従来ドルの平価切下げ措置を実施不可能なものとして退けてきた理由であり、切下げ論の代わりに「金保証」ないしは世界中央銀行の設立論を登場せしめた背景である。

金保証は無意味である

ドルの金「保証」の主張はとりもなおさずドルの平価切下げが行なわれないということを世界に向かって保証することにほかならない。なぜならば、このような金保証論には必ずや通貨準備として保有されるいっさいのドルについて、平価切下げのあった場合その全損失を補填するという条項が含まれているはずだからである。もちろん、このような契約上の保証をつけるのは、外国に対して損失の危険をなくし常時ドルの蓄積をふやすよう勧誘することを意味しているのである。もしもこのようにして金保証が悪影響を生みだすことなく世界の所要流動性の増加を保証することができるならば、それは新しい金・ドル交換可能制度樹立のために考えられている新構想の一部として取り上げてもよいかと思われる。

金保証論によれば、金保証によって現在の流動性の偏在に基づく低開発国のドル不足は米国の対外援助によって解決されることがある。その場合には米国によって今以上にドルの供給が行なわれるとしても、それが被援助国によって使用された後ドル保有の増加をきらう国に流入するという心配がないからである。また、米国で金価格の引上げが行なわれる場合には、通貨準備として保有されているドルが再評価されるということにすべての人が絶対的な確信をもっているので、世界各国の対外準備における金とドルの保有率を平準化することが可能である。さらには金を米国に持ち込み、金から金利のつくドル債権への転換が大規模に行

なわれることも考えられる。そうなれば将来永遠に流動性確保というような問題の再燃はなくなろう。なぜならドルの追加供給がそのような流動性の必要を満たすものとして常に受け入れられるからである。さらに国際収支の継続的な赤字のもたらす影響をおそれたり、米国の国内経済の推移いかんによって巨額の資本の海外諸国への流出を心配することも必要ではなくなる。というのは、もしかかる事態に遭遇しても、米国としてはこのようにして米国から供給される追加ドルは他国の通貨準備となり、それらの国々は金保証のおかげで、取得したドルを保有し続けるものと期待することができるからである。

しかし、このような好結果が金保証のみによって期待されるというのは、あまりにも話がうますぎるようだ。金保証を熱心に唱えている人達はいったい、保証状の署名の信憑性は署名人自身が引き続き信用されているかどうかにかかっているということを忘れているのではなかろうか。世界のキイ・カレンシーたる通貨が最も必要とする最高の信用状態とは、債務者の純資産価値がきわめて高く、かつその行動がきわめて健全であるため、それ以上特別の保証などが必要とされないような債務者の信用状態をさなのである。この債務者を世界の流動性準備の供給者としての米国に置き換えてみると、ドルの信用は米国経済の強さ、国際収支の健全さ、に依存しているものだといえよう。

金保証論には次のような矛盾がある。すなわち金保証を与えることにより米国はその国内経済面で国際収支の均衡維持の必要から要請される制約をある程度までのがれることを期待しているが、他方において保証を受ける側の他の諸国は、米国が国内および国際経済政策の面において慎重に振るまうことと要求するであろう。さもなければ金保証は与えられないし、また更新されることもありえないであろう。かくて米国は、かかる保証に依存しながらもどっちみち次から次へと海外諸国と交渉を行なわなければならないようにならう。

これは結局においては米国の経済政策に対し disciplines または抑制的な圧力が加えられる結果となるが、その圧力は最善の場合でもすでに加えられている圧力と大同小異のものであろう。そして最悪の場合には米国はもっと複雑な追加義務を負わされることになるか、または金保証が受け入れがたいものとなり、結局のところ金保証のメリットも消滅することになるであろう。

米国は、諸外国が負担できないあるいは負担することを喜ばない援助および軍事費を供給している。この結果米国の国際収支には赤字が生じているが、諸外国はこの赤字によって、彼らが保有する必要のないドル預金を米国から押しつけられないと批判している。諸外国は金保証を得るに際して彼ら自身が反対している米国の諸計画に協力を求められるおそれはないが、これに反し、諸外国が金保証を受け入れる場合には、米国に対するいろいろな注文を付ける可能性はきわめて高い。その注文とは最小限に見積っても米国の海外における軍事活動、援助政策あるいは投資活動に関する決定について、諸外国が自分達の判断をいちいち打ち出すことであり、あるいはまた、米国の国際収支の赤字幅縮小に関し、諸外国がいろいろと異なる方策を米国にとらそうということであろう。もし金保証を受けた一債権国の出す要求が他の債権国との要求と矛盾をきたした場合、われわれはいったいどうしたらよいのだろう。これでは米国の立場は、次から次へと担保権者に釈明しなければならない債務者の立場と同様なものとなる。米国はこのような煩わしい協議をするぐらいならマーチン連邦準備制度理事会会長が最近、両院合同経済委員会において金保証問題に関し証言した際暗示したとおり、むしろ自由世界の準備通貨を維持する義務をまったく放棄した方がましである。

また多くの工業諸国は、多数の低開発諸国において繰り返し発生する経済危機——当該低開発諸国は、通常この危機は自分たちに対する国際流動性の不足に基づくものと単純に考えている——に対し今後さらに多額の IMF 資金が使用されるこ

とになりはしないかと懸念している。もし米国が、現在 IMF によって行なわれている低開発諸国に対する必要な流動性の供給を補完するため、ドルを継続的に追加供給した場合、これらのドルに金保証がついているからといって、さきにのべたような批判的見解をもつ工業諸国がこのドルをそのまま保有するであろうか。

現在みられる米国から欧州への資金移動の一部が、正常な関係の下ではあり得ない大幅な国際間の金利差によって生じたものであることは明白である。諸外国の通貨当局は、保有米ドルの金価格が保証されているということだけで、資本移動の副産物たる短期ドル債務の累積を許すであろうか。それともこれら外国通貨当局は、金保証の実施に関する米国との協議の際に、きびしい内容をもつた注文を提起するであろうか。

もし仮に米国がその外貨準備の大部分をいすれかの他国の通貨で保有するものとし、その外貨について金価格の保証を取りつけるものと仮定すれば、米国の責任ある金融関係者は誰であろうと、交渉に当たってはもっと明細なかつうるさい条件を持ち出すであろう。諸外国の通貨当局が、米国が諸外国の立場におかれたらと仮定した場合に米国がとるかもしれない態度よりゆるやかな態度をとるものとは考えられない。

以上述べたところから明らかなとおり、米国が世界の準備通貨たるドルの地位を維持しようとするかぎり、米国の行動についてなんらかの制約が生ずることはのがれがたい。行動の自由を確保しようと思えば、米国の国際収支の均衡を達成し、次いで徐々に国際収支の黒字を実現する以外に方法はない。實際上金保証によっては、米国の行動の自由は確保しえず、むしろ全責任が米国におおいかぶさることになるだけである。なぜならば保証を受ける立場にある諸国は思うままで条件を押しつけることができるからである。だが金保証を与える代わりに、現在主としてドルだけに負わされている責任を諸外国に漸次多く分担してもらうこととなれば、米国が自分のイニシアティブに基づ

づいて独自の行動をとる余地は、今後国際流動性の増加が必要とされる場合にも、縮小するどころか、むしろ拡大するに違いない。

以上、金保証に関して、予想される問題点を列挙したわけであるが、もう一点明確にしておかなければならぬ問題がある。すなわち、米国は契約における金約款を過去にきっぱりと廃棄してしまっているのである。これは最高裁の支持を受けしており、また議会の両院合同決議によって承認されている(訳註 1933年6月5日の Gold Repeal Joint Resolution)。したがって再び単なる金保証を与えたとしても、それがなんの保証になるのだろうか。ドルに対する信頼の真の基礎は米国が持つ経済金融体制の力、成果および信用度にあるのであって、それ以外のどこにもないのでなかろうか。

世界中央銀行の構想は現実的でない

世界中央銀行あるいは「国際連邦準備制度」なるものの大きな魅力の一つは、これによって世界のすべての国が責任を相互に分担するようになる点である。世界中央銀行が既存の IMF の改組により創立されるか、あるいはまったくの新しい機関として設立されるか、いずれの方法がとられるにしても、その役割は、全世界あるいは少なくとも自由世界のすべての国が保有する外貨準備をプールすることであろう。世界中央銀行に保有される預金は帳簿間の振替により移転しうるから、ある特定の国の資金流入出の差は一つの中央手形交換所を通じて決済されることとなる。ドルはもはや準備通貨としての機能を失ない、準備通貨としての役割は、世界中央銀行に保有される預金残高を表示するなんらかの新しい呼称をもった通貨単位に引き継がれることになろう。

この場合でも金は依然としてなんらかの意義をもち、諸国間の勘定じりを決済する手段の一つとして用いられるであろうが、新しい制度の下では、金は重要な役割を与えられないので金の大部分は世界中央銀行の金庫の中にはいるか、あるいは工業用として次第に姿を消してゆくであろう。

もし世界中央銀行による流動準備の供給が適当な額(controlled rate)で行なわれ、その結果世界的規模のインフレの発生を回避することができ、また銀行に対する準備金の預入を忌避させぬことに成功すれば世界中央銀行の設立によって長期的な流動性増加の問題は解決しうる。

低開発諸国が必要とする資金は銀行からのこれらの諸国に対する貸付によって供給される。また貿易収支の大幅な赤字あるいは多額の資本逃避によってある国が危機に直面した場合にも世界中央銀行による貸付または当座貸越により危機を回避することができよう。

多くの人々によって提案されている世界中央銀行の構想は人によって内容が異なっており、またそのニュアンスに差異があり、あるいは種々の特徴の組合せがみられる。しかしいかに念入りな案が作られようとも、銀行設立のきめ手である基礎がぐらついてはそれらの案は無意味である。だが現在ならびに近い将来における世界情勢から勘案すれば残念ながらこれらの案が実現し成功することはありえないようである。

世界中央銀行が創造する通貨は、今まで人間の創設した機関が与えた通貨の中で最もhigh-powered なものである(訳注、最も預金創造能力が高い通貨の意味)。だが、世界中央銀行が、その債権債務を保証する世界政府を持つことは考えられない。あらゆる資源を持つ世界でもっとも富裕な米国にしても、世界に流動準備を追加供給するに当たっては、米国の行動が折にふれて論議の対象となってきた。だが米国が世界の準備通貨を供給する場合には、世界は米国が経済的規範を踏みはずさないという点に安心していることができた。なぜならもし米国が経済的規範を踏みはずせば米国は自国の国際収支の悪化を通じて圧迫を受けることになるからである。

しかし新しい世界中央銀行にはこれに匹敵するような保証もまた潜在的な力もない。それどころか新通貨による国際流動性をどの程度供給するか、あるいはあるグループの国に対する貸出を増

加させるか減少させるかなどの問題について各国間の対立する要求を取捨選択しなければならず、しかもその決定は国際機関における相互に矛盾した利害をすべて満足せしめるものでなければならぬのである。

したがって新機構への第一歩をふみ出すことがすでに英雄的な行為となるであろう。世界中央銀行を設立するというだけでもそれは世界のすべての国が現在の外貨準備を引渡し、その代わりに世界政府のバッカのない超国家機構(superauthority)が一率に発行する通貨を受け入れなければならないことを意味する。

かりに一応世界中央銀行が設立されたとしても、もし諸国間の意見の相違がこの中央組織を分列せしめるようになりはじめた場合にはいったいどのような事態が生ずるのであろうか。個々の国における金融組織が、銀行家としての考え方および行動をする人間によって引き続き運営されているかぎり、自衛のために金の購入をしたり、またはもっと信頼度の高い特定国の通貨保有を増加させる国がふえていくであろう。そして貿易が主権国家の間で行なわれているかぎり世界中央銀行の通貨を他の特定国の通貨に乗り換える可能性はさけがたい。

各国間に大きな経済政策の相違があるかぎり、世界中央銀行を統一的な一貫した方針にしたがって運営することはできない。この結果まったくの混乱状態に陥り、各国間の正常な取引が阻害されるような事態は生じないまでも、世界中央銀行から再び一群の基準通貨に依存し、その基準通貨の信頼度はそれぞれの通貨国の経済力に依存するという旧体制に逆もどりすることになりかねない。もしそうなれば、これは新しい金・ドル交換可能制度の機構の一部として現在検討されているものときわめて近似したものとなってしまう。

金・ドル交換可能制度

現在考慮中の金・ドル交換可能制度の必要要件は当然、控え目なものである。漸進的な改革が実行

に移される過程で得た経験からすれば、ある制度が有効かどうかは基本的にはその制度に対する信頼関係によってきまるものであり、制度を形成する種々の束縛的な契約によるものではない。そしてまた、通貨問題における信頼関係は、政治・経済活動におけると同様、一回きりの話し合いや一片の宣言、契約で達成されるものではなく、持続的な努力によって獲得されるものである。そのうえ、大きな改革(major initiatives)というものは、国内事情、国外要因あるいは通常の経済発展によって主要諸国の国際収支の均衡がくずれた場合にはいつでも各国が国際収支の均衡のための努力を行なうことによってその制度を支持する用意がなければ成功するものではない。このことは以前にはかならずしも明確でなかったが、今や反ばくを許さぬほど明らかとなった。

現存の金・ドル為替制度の改正として考究されている新しい制度は、第一に低開発諸国の流動性需要を十分満たすことができ、第二に米国を含むいわゆる主要工業国通貨に対する巨額の取付けにも早急に対処することができるほど十分な流動性を供給することができ、第三に、今後数年間、拡大する世界経済における貿易需要を十分まかなうに足る総流動性を供給することができるものである。

もし EEC の通貨統合が進展し、そのことから国際通貨制度の面で新しい次元が展開されれば、あるいはもっと違った制度も考慮に値いしよう。しかし、少なくとも、EEC 諸国の統合が完成するまでは、自由世界の通貨制度の根本は、引き続き金とドルとの間の固定的関係——米国が常に 1 オンス 35 ドルの固定価格で金を売買する用意があるという関係——にあることは明らかである。この場合、流動性増加の主要な源泉は、引き続き、年々世界の通貨準備に加えられる金であり、これを米国以外の諸国が通貨準備の一部として保有するドルの計画的な増加(controlled increase)で補うこととなろう。

国際通貨基金は世界の主要国の金・ドル準備に

ささえられることとなろう。全加盟国はそれぞれの割当額(あるいは条件付きの「引出権」)に応じた量だけ、金および各國通貨の運転資金残高を基に拠出する。そしてドルを中心としてドルと他の主要工業国通貨との間の特別の双務的な関係がはりめぐらされる。また金準備の周辺には、現在、米国も含む「バーゼル・グループ」として一般に知られている欧州主要中央銀行の参加により主としてロンドン金市場において機能している一連の関係がある。

過去 1 年半における改善措置は、主として、国際通貨基金の資力増強と利用の簡便化、米国の外国為替市場に対する介入開始によって注目を浴びるに至ったドルと他の主要通貨との直接的な関係、および通貨準備としての金を確保するための特別の決め、などに関するものであった。実際のところ、以上の措置が可能であったゆえんは、米国以外の主要工業諸国が従来ドルのみによって負担されていた責任の一部を進んで分担するよう次第に考慮するようになり、かつそのように漸進的に行動しはじめたことによるものである。

新しい措置のすべてを理解し、かつこれを再検討しているのは OECD 内の諸活動であり、中でも国際収支と金融問題のための専門委員会(訳注、いわゆる第三委員会)の活動である。ここでは主要工業国間で情報、批判をたえず交換する機会が与えられ、これによって前向きの施策を行なうについて必要とされる当面の問題と政策に関する相互理解を深めることができる。同時に、国際通貨制度の領域における次の段階の実際的な、かつ先見の明ある新措置を検討するという仕事も、OECD の上記専門委員会およびその他の委員会によって進められている。たとえば英国の EEC 加盟、拡大された EEC に対応する金融面の統合、EEC の金融統合が行なわれた場合それと米国の金融機構との間にいかに適切な operation および政策の連けいをはかるか、といったような問題がそれである。

しかしながら、新しい決めによって低開発諸

国の流動性の問題が解決されると期待するのは非現実的である。何となれば言葉の完全な意味では、いかなる通貨制度もこの問題を解決しえないからである。これら諸国が精力的に開発計画を遂行するかぎり、経常勘定面における黒字はより多くの輸入品の購入のため費消されてしまうであろう。したがって、外貨準備の増加もありえない。むしろこれら諸国が真に必要としているのは、(通貨制度の改革よりも)彼らの販売する一次産品の市場と価格の安定であり、援助能力のある工業諸国から効果的に行なわれる経済援助であり、また、予期せざる季節的ないしは循環的な外貨危機を切り抜ける際に外貨の緊急供与が受けられることである。これらの必要事項中には、広範な国際通貨制度の改革のみによって解決されるようなことがらは何一つとしてない。これらすべては米国および現行の種々の国際機関がいっそう精力的な努力をしてはじめて解決しうるものである。

上記のうち、援助に関するかぎり、現存国際機関の活動は、債権国会議の設立により強化されつつある。債権国会議によって、開発計画が進行するのに伴い、西欧富裕国からの追加資金を低開発国に注ぎ込むことが行なわれている。また、緊急資金については、国際通貨基金と関係外国政府(しばしば主要商業銀行も参加)とが共同して実際に緊急資金の供給を、濫用を避けながら、行なっている。

しかし、現在もっとも重要な問題は、金・ドル交換可能制度の新しい措置が各国に理解され樹立された後に、もしドル自体に突如として大幅な取付けが生じた場合、果たしてこれに対処するに十分な流動性を確保することができるかどうかという問題である。現在までのところロンドン金市場における急激な買需要の圧力については、バーゼル・グループはすでに重要な成果をおさめた。現在金価格は投機業者に損をさせるように大幅に変動しているが、一方いまや英米両国のみならず主要歐州諸国も金市場の秩序ある状態を維持することに重大な関心をもちはじめている。たしかに、

国、個人が自由に選択権を行使でき、かつドルや他の通貨の信認度に変化が起るかぎり、金に対する買圧力を避けることは不可能だろう。しかし世界の必要通貨準備である金に対し、気まぐれなあるいは単に付和雷同的な攻撃が加えられるのを防ぎ、かつ必要な行動への責任を分担する面ではすでに成果があがっている。

個人の金保有がどの国でも禁じられ、ロンドン金市場など存在しないような理想的な状態では、相互に関連する国際通貨制度は現在よりはるかによく機能するだろう。しかし、現状を前提とするかぎり、現行の制度そのものも——それは当然信頼関係に根ざした相互的、自発的な行動にさせられねばならないが——(以前の制度にくらべれば)著しく改善されたものである。

上記の方法と若干似ているが、通貨の持ち合い、為替先物市場への介入、ドルもしくは他の通貨を諸外国からアウトライトで借り入れることなどにより、米国は破壊的な短資流出の影響を相当程度相殺したり、あるいは(外貨準備における)金保有率の低い国から金保有率の高い国へドルが移動することによってひき起される米国の金準備への衝撃を最小にする措置を講じてきた。しかしこれらの措置もまた、もし外国が米国に信用を与えることを危険と感じた場合には機能しない。すなわち国際収支の均衡回復のためのわれわれの決心と能力、および金とドルとの交換性、米国資本市場の自由を保持しようとするわれわれの決心と能力に対し、彼らの信頼が万一弱まるようなことがあれば、これらの制度は機能しないのである。従来の双務的な関係のすべてについて、すべての措置は関係両国の共同の判断を取り入れて実施してきた。このような基本的接近方法とそれがもたらした相互的な信頼関係を前提とすれば、新しい制度はほっておけば重大な危機に発展するかも知れない初期の徵候に対し、ドルを防衛する手段を補強することとなろう。

さらに万ードルに対する取付けが実際に生じた場合の対抗措置も創設されている。国際通貨基金

のスタンド・バイによる資力増強によって、主要10工業国は、将来われわれが直面するかもしれない事態に対処するため、ドル以外の通貨の十分な供給を行なうことを確約した。10か国この行動は、米国議会の支出承認によって必要な法律措置が終了し次第有効となるものである。ドル以外の通貨に関する例では、最近カナダ・ドルの危機に対処して、48時間以内に10億ドル以上の資金動員が行なわれたことは、現在利用できる資金の融通性、迅速性、大きさについて十分の証明となっている。また、カナダがその後2か月以内に、しかも、カナダの長期計画が発表され、着手される以前に、すでに今年前半に失なった外貨準備のほぼ3分の2を取りもどしたということは、上記措置の成果について興味ある例証を提供している。

さらに、この新制度は、今後拡大する世界の貿易をまかなうに十分な通貨準備の漸進的な増加を可能にする。そして依然としてすべての国はその対外準備の、全部ではないまでも、相当の部分をドルで保有することとなる。米国の金融機構と資本市場は国際決済に役立つよう漸次整備されつつある。これは米国の経済的、政治的な指導的立場から当然に必要とされる役割である。ドルの有用性が疑問とされるに至った唯一の理由は、ここしばらくの間、ドルが世界の「通貨供給」すなわち米国以外の諸国の通貨準備にあまりにも早いペースで追加供給されたということである。これは結局、米国の国際収支の赤字が、世界貿易が現在必要とする流動性の水準を上回る率で、他国にドル準備を供給してきたからにはほかならない。かような状態の下では、一国内で通貨供給があまりに早く行なわれた場合と同様、国際通貨の信認回復の

ためには、その需要と供給がバランスするまで、当該通貨の供給を制限することが必要である。

ひとたび米国が国際収支を完全にコントロールすることになれば、世界の国際流動性準備に利用できるドルの供給増加率もまた、コントロールされるであろう。その場合、世界の通貨準備の基礎をなす金供給が準備全体の増加に比例して増加しようとすまいと、ドルの追加的供給はもっぱら米国が他の主要諸国の通貨をどれほど追加保有するかにかかることとなろう。これらのドル以外の諸通貨は、準備通貨として要求される機能を全面的には果たしえないとしても、米国がそれら通貨の保有を増すにつれ、国際通貨制度が遂行しなければならない責任の一端を漸次相互に分担しあうこととなろう。かように用いられる特定通貨に関して将来協議または交渉をする場合の方法について、またかのような通貨が、ある場合ドルに対する取付けを緩和するものとなる場合の方法については——これは換言すれば米国の金流出に対するクッションとなる——すべて今後の日々の経験の試練を通じて具体化されることとなろう。

しかし新しい関係の骨組みはすでに作られている。新しい措置が世界の長期的な流動性の必要を満たす潜在的能力において周知の諸提案のいずれにも劣らないことは明らかである。しかもその制度が日々の取引において前記三提案よりも実際的であることは明らかである。というのも、本制度は政府や民間がすでに十分習熟している現行支払制度のうえに樹立されたものであるからである。これこそ今後の新情勢に対処する最も有望な最も信頼できる案であるといえよう。